

議案第十五号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の制定について

次のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和四十四年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第 号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例

(趣旨)

第一条 納税成績の向上と事務の合理化を図るため、三朝町税条例及び三朝町国民健康保険税条例により賦課徴収する昭和四十四年度以降の町税のうち、次条に定めるものの賦課徴収については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)並びに三朝町税条例及び三朝町国民健康保険税条例に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(この条例を適用する税目)

第二条 この条例により賦課徴収する町税(以下「町税」という。)は、個人に賦課する町民税(県民税を含み、特別徴収にかかるものを除く。)、固定資産税及び国民健康保険税とする。

(徴収)

第三条 町税は納税通知書に連記し、普通徴収の方法によつて徴収する。

(納期等)

第四条 町税の納期は次のとおりとする。

- 第一期 五月十六日から同月三十一日まで
- 第二期 六月十六日から同月三十日まで
- 第三期 七月十六日から同月三十一日まで
- 第四期 八月十六日から同月三十一日まで
- 第五期 九月十六日から同月三十日まで
- 第六期 十月十六日から同月三十一日まで
- 第七期 十一月十六日から同月三十日まで
- 第八期 十二月十六日から同月二十五日まで
- 第九期 翌年一月十六日から同月三十一日まで
- 第十期 二月十六日から同月二十八日まで

2 町税の各納期の納付額は前条の納税通知書に記載された年額を前項の納期の

数で除して得た額とする。

3 前項の規定による各納期の納付額に十円に満たない端数を生じたときは、その端数の額及び均等割額のみ町民税は、最初の納期の納付額に合算する。

4 一の納税義務者にかかる町税の合計額が千円に満たないときは、前二項の規定にかかわらず最初の納期にその全額を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年度以降の町税に適用する。